

第5期 雄武町総合計画 後期実施計画書 兼 事務事業評価調書

様式1

No. 12010070

政策目標	3 のひやか・雄武～教育・文化の振興～	会計区分	1 一般会計	【全体計画内容】※後期実施計画期間外の計画期間を有する場合のみ記載
基本施策	12 学校教育の充実	事業優先度	A	
単位施策	1 小中学校の教育内容の充実	政策事務分類	1 単独自治事務(例規)	
事業名	要保護・準要保護児童生徒援助事業	見直し年度		
事業期間	平成25年度～平成29年度	担当課	12 教育委員会教育振興課	
事業主体	雄武町	関係課	5 保健福祉課	
事業指標	児童生徒の義務教育保障		#N/A	
事業目標	経済的理由による就学困難児童生徒数 0人	ハード/ソフト 事業区分	2 ソフト事業	
住民参加	無	関係例規・法令名	有 雄武町就学援助実施要綱	
住民協働		関係個別計画名	無	

全体計画		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業内容		事業内容	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容
計 画 内 容	低所得世帯における児童生徒の就学援助	学用品費・体育実技用具費 校外活動費・修学旅行費 新入学児童生徒学用品費 給食費・医療費・クラブ活動費 生徒会費・PTA会費の援助	学用品費・体育実技用具費 校外活動費・修学旅行費 新入学児童生徒学用品費 給食費・医療費・クラブ活動費 生徒会費・PTA会費の援助	学用品費・体育実技用具費 校外活動費・修学旅行費 新入学児童生徒学用品費 給食費・医療費・クラブ活動費 生徒会費・PTA会費の援助	学用品費・体育実技用具費 校外活動費・修学旅行費 新入学児童生徒学用品費 給食費・医療費・クラブ活動費 生徒会費・PTA会費の援助	学用品費・体育実技用具費 校外活動費・修学旅行費 新入学児童生徒学用品費 給食費・医療費・クラブ活動費 生徒会費・PTA会費の援助
	事業費(千円)	15,315	2,035	2,621	3,553	3,553
計 画 事 業 費	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
	その他	0				
一般財源	15,315	2,035	2,621	3,553	3,553	
実 績 事 業 費	事業費(千円)	10,595	2,312	2,457	3,142	2,684
	財源内訳					
	国庫支出金	0				
	道支出金	0				
	地方債	0				
その他	0					
一般財源	10,595	2,312	2,457	3,142	2,684	
関 連 事 項	特定財源の名称					
	【評価・実績】	(実施内容等) 低所得者層世帯に対する就学 援助費の支給 ・小学校児童20名 ・中学校生徒 8名 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) 低所得者層世帯に対する就学 援助費の支給 ・小学校児童17名 ・中学校生徒11名 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) 低所得者層世帯に対する就学 援助費の支給 ・小学校児童22名 ・中学校生徒16名 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) 低所得者層世帯に対する就学 援助費の支給 ・小学校児童18名 ・中学校生徒14名 ※事務事業評価結果 A-継続/現状維持	(実施内容等) ※事務事業評価結果
	前期計画からの継続 (継続有り)	年度目標値	0人	0人	0人	0人
		年度達成率	114%	94%	88%	76%
	第6期計画への継続 (継続有り)	全体達成率	15%	31%	52%	69%
	備考欄					

事業名	要保護・準要保護児童生徒援助事業	評価者 管理職 職氏名	教育振興課長	澤田 朋 朗
		評価者 作成者 職氏名	教育振興課教育総務係長	高橋 洋 祐

様式1
平成28年度実施
平成29年度評価

■事務事業の目的・内容(Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	児童・生徒、保護者	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)	経済的理由による就学困難児童生徒の解消	
【抱える課題やニーズは】	経済的理由により、就学(義務教育を受けること)に支障をきたしている世帯がある。	指標(指標計算式/解説)	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	学校教育法に基づく必要な支援を行い、就学(義務教育を受けること)の教育機会の均等化が図られる。	①	就学困難児童生徒数	目標年度 平成28年度 目標値 0人 実績値 0人 達成度 #DIV/0! %
			②	目標年度 平成28年度 目標値 実績値 達成度 #DIV/0! %
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果=目的	一定水準の義務教育が保障されるとともに、児童生徒の健全な育成に繋がる。			
【内容(どのような手段で何を行ったか)】	支援を必要とする世帯の把握	学校を通じて保護者に対して制度の周知を行い、学校から提出を受けた申請に基づき、教育委員会議において認定の可否を決定しています。		
	就学援助費の支給	支援の必要な世帯の保護者に対して、町就学援助実施要綱に基づく就学援助費を支給しています。		

■事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ、社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事業を実施しない場合の支障、既存事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	<input checked="" type="checkbox"/>	義務的なもの	学校教育法において市町村は就学困難と認められる児童生徒の保護者に援助することとされており、町が担うべき事業であると判断します。
必要/概ね必要	<input checked="" type="checkbox"/>	全部	
課題あり	<input type="checkbox"/>	一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効	<input checked="" type="checkbox"/>	設定した目標値の達成状況	本事業の実施に伴い、経済的に就学が困難な世帯の児童生徒に対する必要な支援を行うことができた判断します。
有効/概ね有効	<input checked="" type="checkbox"/>	達成	
課題あり	<input type="checkbox"/>	ほぼ達成 下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的	<input type="checkbox"/>	判断の理由	支給額は、国の支給基準額並びに領収書に基づく実費支給であり、町実施要綱に基づく、効率的な処理であると判断します。
効率的/概ね効率的	<input type="checkbox"/>	事業費抑制	
課題あり	<input checked="" type="checkbox"/>	人員削減 時間短縮・作業軽減 その他	

(4)事務事業の公平性

公平	<input type="checkbox"/>	判断の理由	本事業の実施に伴い、児童生徒における均等な教育機会を確保されているので公平であると判断します。
公平/概ね公平	<input type="checkbox"/>	受益者負担がある	
公平でない	<input checked="" type="checkbox"/>	受益者負担がない 受益が一部に偏る その他	

■その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

■総合評価【A~D】

A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
B:ほぼ計画どおりに進んでいるが目標を達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
一定水準の均等な義務教育を受ける機会が保障されており、計画どおり事業が進んでいます。		

今後の展開方向
(Action)

継続/現状維持		
法に基づく支援であり、本町を担う、児童生徒の健全な育成のためにも、義務教育の機会を均等に受けることは必要であり、今後も計画的に事業を進めることが適当であります。		

※展開方向の区分
○継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更
○終了 ○休止 ○廃止